

川越市エコアクション21認証取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市域の温室効果ガス排出量、廃棄物排出量などの環境負荷の低減を図ることを目的として、中小企業者の環境に配慮した取組を支援するため、エコアクション21の認証を取得する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「エコアクション21」とは、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2017年版」に適合する環境マネジメントシステムに基づき、環境に配慮した取組を行う事業者を一般財団法人持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）が認証する制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される事業者のうち、市内に本社を有する中小企業者であること。
- (2) 当該年度の1月末日までの間に新しくエコアクション21の認証を取得すること。
- (3) 市から課税された税金全てにおいて、滞納がないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 次のいずれかの申立てをし、又は申立てがなされている者
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (2) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年9月28日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者（同法第32条第1項各号に掲げる者を除く。）

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者がエコアクション21の認証を取得する際に、一般財団法人持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）に支払う認証・登録料（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の1/2の額又は4万5千円のいずれか低い額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。

2 補助金の交付は、一事業者につき1回限りとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、当該年度の2月末日（休日の場合は

その直近の開庁日) までとする。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) エコアクション21認証・登録証の写し
- (2) 認証・登録に要した費用の支払いを証する書類の写し
- (3) 環境経営レポート
- (4) 法人の場合、登記事項証明書(発行から3か月以内のものに限る。)
- (5) 個人事業者の場合、税務署が受理したことがわかる開業届又は直近の確定申告書の写し及び確定申告書が税務署に提出されたことが確認できるものの写し

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類の添付は、要しない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、補助金の交付を認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

2 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第7条第2項に規定する文書は、様式第3号のとおりとする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 申請者は、申請した内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項の記載があったとき。

(2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適切であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定により、補助金を返還させることを決定したときは、様式第4号により当該申請者に通知するものとする。

4 前項に規定する通知を受けた者は、市長が定める返還期限までに補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(協力)

第11条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じてエコアクション21認証に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(効力の失効)

第2条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(帳簿等の保存期間)

第3条 この要綱の失効前に補助金の交付があった場合における第10条の規定については、この要綱失効後も、なお従前の例に

よる。